

調剤薬局の皆様へ

2020年1月15日

千葉県立佐原病院 薬剤部

服薬情報等提供料に係る情報提供書の導入と運用について

平素より当院発行の院外処方せんを応需頂き、誠にありがとうございます。

この度当院では、令和元年11月に薬機法・薬剤師法改正への対応と医薬品適正使用推進や医療安全の観点から、服薬情報等提供料に係る情報提供書(通称トレーシングレポート)を導入することになりました。

調剤薬局の皆様のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

服薬情報等提供料に係る情報提供書とは

必要に応じて、患者様からの聞き取り情報や患者様の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する報告用紙です。

調剤に関する疑義照会とは別に、薬剤師法 第25条の2 第2項に基づいた指導によって、処方医に対して情報提供が必要と判断した場合にご活用ください。

服薬情報等提供料に係る情報提供書の流れ



服薬情報等提供料に係る情報提供書のご利用方法

服薬情報等提供料に係る情報提供書を県立佐原病院薬剤部よりダウンロードし、必要事項をご記入いただいた後、FAXで薬剤部に送信してください。

送付先：FAX 0478-52-9454 千葉県立佐原病院薬剤部